

# 訴 状

2008年10月10日

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

原告ら訴訟代理人

弁 護 士	出	口	治	男
同	大 河	原	壽	貴
同	浅	井		亮
同	井	関	佳	法
同	岡	根	竜	介
同	奥	村	一	彦
同	折	田	泰	宏
同	上	瀧	浩	子
同	塩	見	卓	也
同	中	島		晃
同	中	村	和	雄
同	村	井	豊	明
同	渡	辺	輝	人

京都地方裁判所 御中

損害賠償請求行為請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙の額 金1万3000円

### 請求の趣旨

- 1 被告京都市長は、相手方門川大作に対し、金209万6600円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告京都市長は、相手方高桑三男に対し、金209万6600円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告京都市長は、相手方市田佳之に対し、金209万6600円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償命令をせよ。
- 4 被告京都市長は、相手方藤村法子に対し、金209万6600円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による金員の賠償命令をせよ。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

### 請求の原因

#### 第1 当事者

- 1 原告らは、京都市の住民である。
- 2 被告は、京都市長である。
- 3 原告らが被告に対し損害賠償請求を求める相手方は、下記の者である。
  - (1) 相手方 門川大作 教育長（2007年12月14日付で辞職）
  - (2) 相手方 高桑三男 教育長職務代理（2007年12月15日に就任）
  - (3) 相手方 市田佳之 教育委員会事務局総務課長
  - (4) 相手方 藤村法子 教育委員会事務局学校指導課長

## 第2 本件に至る経緯

- 1 2008（平成20）年2月3日告示、同月17日投票で、京都市長選挙が行われ、同選挙には相手方門川大作、岡田登史彦、村山祥栄、中村和雄の各氏が立候補し、相手方門川が当選した。

相手方門川は、前京都市教育長であり、前京都市長であった榊本頼兼氏の後継候補としてかねてから立候補が噂されていた。そして、2007（平成19）年12月14日、相手方門川は教育長を辞任し、同月16日、京都市長選への立候補を正式に表明した。

- 2 相手方門川は、京都市長選挙の立候補に当たっては、自身が教育長時代に行ってきた教育改革を最大の売り文句にし、「共に汗する『共汗』」をスローガンとして選挙戦をたたかった。

そして、市民による京都市立堀川高校が国公立大学現役合格者を飛躍的に増大させた、いわゆる「堀川の奇跡」や、トイレ掃除を人間形成の場にするとして全小学校で児童によるトイレ掃除を実施するといった「便きょう会」、御所南小学校など小中一貫校の実績を、選挙戦を通じて宣伝してきた。

- 3(1) 本件で問題となっている図書「教育再生への挑戦・市民の共汗で進める京都市の軌跡」（以下「本書」という）は、相手方門川が立候補を表明した後の2007（平成19）年12月27日に発行された。発行者はPHP研究所であり、定価は税別で1300円である。なお、編者についてはPHP研究所とされているが具体的な著者は不明である。
- (2) 本書は、京都市がこれまで行ってきた教育施策について書きつづられた本であるが、第11章は「公教育に懸ける祈り～門川大作教育長に聞く～」との表題で、相手方門川のインタビュー記事が12ページにわたって記載され、また半ページを用いて相手方門川の写真を掲載している。

- (3) また、本書の内容を見ても、相手方門川の京都市長選挙における自身の実績についての宣伝内容と多くの部分が重複している。

まず、副題として「市民の共汗で進める京都市の軌跡」と掲げているように、相手方門川が選挙スローガンとしていた「共汗」という言葉を積極的に用いている。なお、この「共汗」という言葉は一般的な用語ではなく、広辞苑等にも一切掲載されていない、相手方門川による造語である。

そして、相手方門川が自身の実績として選挙戦を通じて宣伝してきた「堀川の奇跡」については、本書の第1章として冒頭に述べられ、約50ページ（本書の6分の1）の紙幅を充てている。

「便きょう会」についても、「共汗」と同様、一般用語ではなく相手方門川による造語であるが、本書においては「便きょう会～トイレ掃除で心を磨く～」との表題で項目を立てて紹介している（180ページ以下）。

小中一貫校についても、御所南小学校、京都御池中学校などの例を挙げて紹介している（79ページ以下）。

- (4) 以上、主立ったもののみを取り上げたが、本書が、京都市長選挙における相手方門川の政策及び実績の宣伝内容と全く同一であることは明らかである。そして、本書が発行されたのが、相手方門川が京都市長選挙に出馬を表明した直後であることに鑑みれば、本書が相手方門川の実績宣伝のために編集、製作されたものであることは疑いようもないものと言わざるを得ない。

#### 4 支出負担行為書の書面上の日付を前提にした場合の本書の購入経過

- (1) 相手方は、まさに相手方門川の宣伝本である本書を、同氏が立候補者となることが確実であった選挙期間直前から、同氏が立候補者となった選挙期間中を通じて約1400冊にわたって定価で購入し、配布した。
- (2) 以下、支出負担行為書上の日付を前提にした場合の本書の購入経過について述べる。

まず、相手方らはその本書の発行日の2か月以上も前である同年10月23日に株式会社ジュンク堂書店京都店より100冊の購入を決定した。その後、同年11月1日はふたば書房より150冊の購入を決定した。そして、当該購入決定（支出負担行為）における納入期限は、発行日の2日前である同年12月25日までとされた。

- (3) そして、同年11月22日、民主党が相手方門川に立候補要請をする方針を固めたことが報道され、相手方門川が京都市長選挙に立候補することが確実となったが、これと前後して、相手方らは本書の発注をさらに増やした。

すなわち、それまで250冊の購入にとどまっていたものを、同年11月19日、株式会社三省堂書店神保町本店より200冊、阪急電鉄株式会社より100冊、それぞれ購入を決定した。その後も、同年12月3日、株式会社三省堂書店京都駅店より100冊、大垣書店より150冊を購入することを決定し、同月5日、ふたば書店より100冊購入することを決定した。

同月16日、相手方門川は正式に京都市長選挙に立候補することを表明したが、その翌日、同月17日には、紀伊國屋書店MOVIX京都店より100冊、大垣書店より100冊、同月19日には紀伊國屋書店新宿本店より300冊、それぞれ購入することを決定した。

- (4) 以上のとおり、支出負担行為書上の日付を前提にして、本書の購入経過を見ても、本書の購入及び配布が、京都市長選挙において相手方門川を推薦・支持し、当選を得しめる目的でなされたものであることは明らかであり、その購入費用は合計191万1000円に上る。

## 5 支出負担行為書の日付と支出負担行為書作成日の相違

- (1) 京都市においては、支出負担行為書を作成するに当たっては、財務会計システムを用いる必要があるが、当該システムを用いた際にはシステム登録処理が行われ、個々の支出負担行為書ごとに契約番号と登録処理日時が割り当

てられ、これを後日改変することはできない仕組みとなっている。

- (2) 本件で問題となっている支出負担行為について、上記財務会計システムの登録処理内容について検討したところ、支出負担行為書において起案日・決済日とされている日付と、システム登録処理日時に大きな相違があることが明らかとなった。

その一覧は、システム登録処理日時の早い順に以下のとおりである。

契約番号	システム登録処理日時	起案日・決済日	数量	金額(円)	契約の相手方
538712	2007年 12月21日 17:33	2007年 12月19日	300	409,500	紀伊國屋書店新宿本店
539447	12月25日 15:27	11月1日	150	204,750	ふたば書房
539450	12月25日 15:29	12月5日	100	136,500	ふたば書房
539611	12月25日 18:06	10月23日	100	136,500	ジュンク堂書店京都店
541386	2008年 1月4日 9:40	11月19日	200	273,000	三省堂書店神保町本店
542622	1月7日 21:07	12月17日	100	136,500	紀伊國屋書店MOVIX京都店
542624	1月7日 21:21	12月3日	100	136,500	三省堂書店京都駅前店
551980	1月21日 19:47	11月19日	100	136,500	阪急電鉄
567006	2月12日 14:53	12月17日	100	136,500	大垣書店
571471	2月19日 9:26	12月3日	150	204,750	大垣書店
合計			1400	1,911,000	

- (3) 上記一覧表のとおり、本書購入に係る支出負担行為書はすべて、2007(平成19)年12月21日以後に作成されたものであり、いずれも相手方門川が京都市長選挙に立候補を正式に表明した後である。

## 6 本書の配布について

- (1) 本書の配布先は708に及ぶが、このうち、京都市長選挙と関わりのないと思われる配布先は、各政令指定都市等の教育長や大学関係など、わずか130程度にすぎず、その配布先の8割以上が、京都市内の小中学校、幼稚園、

P T A連絡協議会など、京都市内の団体、個人で占められている。

とりわけ、配布先の中には、京都市立学校や京都市立幼稚園、京都市立学校のP T A連絡協議会役員、京都市生涯学習振興財団役員など、京都市教育委員会事務局が影響力を及ぼしうる団体・個人が数多く挙げられる。このうち、京都市立学校・園長に対しては、2008（平成20）年1月17日付で、学校指導課長であった相手方藤村名で、本書が各2冊ずつ配布されている。ここで、京都市教育委員会事務局学校指導課は、まさに各学校の運営を「指導」することを事務分掌としているのであって、各京都市立学校・園長の上級機関的な役割を担っている。

また、配布先には京都市会議員や京都府会議員、京都選出の国会議員（前・元議員も含む）も含まれているが、日本共産党の会派に属する議員には配布されていない。そして、京都市長選挙においては、京都市議会・京都府議会の会派でいえば、日本共産党が対立候補である中村和雄氏を推薦し、他会派が相手方門川を推薦していた。

- (2) 本書の配布に当たっては、郵便事業株式会社のゆうメール（500グラム以下、単価290円）が用いられた。送付日と送付にかかった費用の一覧は以下のとおりであり、送付費用として合計18万5600円を支出している。

送付日	発送数	郵便料金（円）
2007年12月27日	119	34,510
2008年1月23日	500	145,000
2008年1月24日	17	4,930
2008年1月25日	1	290
2008年1月29日	3	870
合計	640	185,600

### 第3 支出行為の違法性及び相手方らの責任

#### 1 地方自治法及び地方財政法違反

地方自治法第2条14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当って

は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定め、地方財政法第4条1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の経費をこえて、これを支出してはならない」と定める。

ここで、本書を見るに、上述したとおり、その内容は、相手方門川の京都市長選挙に向けての実績及び政策の宣伝にすぎず、到底、公金を用いて購入すべきものとは言えない。また、配布についても同様である。

したがって、本書の購入及び配布は、地方自治法及び地方財政法に反する違法な公金支出である。

## 2 虚偽の支出負担行為書による支出

上述のとおり、本書の購入に伴う公金支出は、いずれも、日付を遡らせた虚偽の日付で作成された支出負担行為書によりなされている。虚偽の支出負担行為書でなされた公金支出は、そもそも違法な公金支出である。

とりわけ、本件では、支出負担行為書上、支出負担行為（本書の購入の決定）がなされたとされている時点においては、手続きに従って作成されるべき支出負担行為書は存在しなかったのであって、本件公金支出は適法な手続によらない公金支出と言わざるを得ず、その違法は重大である。

## 3 地方公務員法違反

相手方らが本書を配布した行為は、地方公務員法第36条2項1号及び4号で禁じられている公務員の政治的行為にあたる。

ここで、相手方らの「公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的」の有無が問題となるが、本書の内容は、まさに相手方門川の実績と政策の宣伝本であり、購入時期及び支出負担行為書の作成時期、購入経過、特に本書購入にかかる支出負担行為書の日付があえて遡らせて作成



されたこと、配布の時期、配布先などからすれば、本書の配布が、京都市長選挙において相手方門川を支持する目的でなされたことは明らかである。

したがって、本書の配布は地方公務員法に違反する違法な行為であり、それに伴う本件支出は違法な公金支出にあたる。

#### 4 公職選挙法違反

(1) 相手方らが本書を配布した行為は、公職選挙法第221条1項1号で禁じられている物品供与にあたる。

ここでは、相手方らの「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的」の有無が問題になるが、本書の内容がまさに相手方門川の実績と政策の宣伝本であること、購入時期及び支出負担行為書の作成時期、購入経過、特に本書購入にかかる支出負担行為書の日付があえて遡らせて作成されたこと、配布の時期、配布先などからすれば、本書の配布が、相手方門川の当選を得しめる目的でなされたことは明らかである。

(2) また、相手方らが本書を配布した行為は、同法第239条の2第2項、第136条の2第2項第4号で禁じられている公務員の地位利用にあたる。

ここでは、相手方らの「公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的」の有無が問題となるが、上記(1)と同様、本書の配布が、公職の候補者となろうとする者であった相手方門川を推薦・支持する目的があったことは明らかである。

中でも、相手方藤村が、各京都市立学校・園長に対して本書を配布し、活用を指示した行為は、相手方藤村が、学校指導課長として、各学校の運営を「指導」する事務分掌を司る地位にあったことに鑑みれば、まさに、公務員としての地位を利用した選挙運動と言うほかない。

(3) 以上のとおり、本書の配布は公職選挙法に違反する違法な行為であり、それに伴う本件支出は違法な公金支出にあたる。

- 5(1) 相手方門川は、2007年12月14日に辞職するまでの間、京都市教育委員会教育長の職にあった。ここで、京都市教育委員会は、京都市における教育に関する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）23条が定めるものについて管理及び執行を行う権限を有する。京都市教育委員会教育長は、地教行法26条1項及び2項、並びに、京都市教育長等専決規程の定めに従い、京都市教育委員会の事務の委任を受けていた。
- (2) 相手方高桑は、2007年12月14日に相手方門川が教育長を辞職したことにより、同月15日より、教育長職務代理の職に就任した。
- (3) 相手方市田は、本件当時、京都市教育委員会事務局総務部総務課長の職にあり、上記専決規程に従い、本書の購入及び支出にあたり、専決権者の1人として決定を行った。
- (4) 相手方藤村は、本件当時、京都市教育委員会事務局指導部学校指導課長の職にあり、上記専決規程に従い、本書の購入及び支出にあたり、専決権者の1人として決定を行い、また、学校指導課長として、京都市立の各小中学校及び幼稚園に本件書籍の配布を行った。
- (5) そして、本書の購入及び配布の経過は上述したとおりであり、かかる経過からすれば、本書の購入及び配布は、相手方門川及び相手方高桑の指示のもと、京都市教育委員会事務局によって組織的に行われたものと見ざるを得ない。

したがって、相手方らは共同して、上述の違法な公金支出を行い、京都市に対して、本書購入代金191万1100円及びその送付費用18万5600円の合計金209万6600円の損害を与えたものであり、相手方らはその損害を賠償する責任がある。

#### 第4 監査請求

原告らは、2008年7月14日、上記第3記載の違法な公金支出につき、京都市監査委員に対し、地方自治法第242条第1項に基づく監査請求を行ったところ、2008年9月12日付で、京都市監査委員は、原告らに対し、上記監査請求を棄却する旨の通知を行った。

## 第5 結論

以上のとおり、相手方は京都市に対し、上記損害を賠償する責任があるところ、原告らは、相手方門川大作及び相手方高桑三男については地方自治法第242条の2第1項4号に基づき、相手方市田佳之及び相手方藤村法子については同法第242条の2第1項4号但書きに基づき、それぞれ、被告に対し、相手方らに請求の趣旨記載の金員の支払いを請求し、あるいは賠償を命ずるよう求めるものである。

## 証 拠 方 法

甲第1号証の1ないし6 京都市職員措置請求書  
甲第2号証 住民監査請求に係る監査結果について（通知）

## 附 属 書 類

1	甲号証写し	各1通
2	訴訟委任状	7通
		以上